

2025 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 2 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は
万年筆（黒インク）を使用すること。

(民法)

第1問

以下の【事実】を前提として、後掲の【設問】に答えなさい。

(配点：50点)

【事実】

1. 2024年2月1日、ラーメン屋を営むAは、とんかつ屋を営む幼なじみのBから「運転資金を調達したいのだが、担保を提供してくれる人を知らないか」と尋ねられた。
2. 同月3日、Aは父CにBのことを相談した。Cは、Bのとんかつ屋なら味も立地もよく経営面での心配は少ない、したがってBが融資を受けるのならば自己の所有する甲地(時価800万円)に抵当権を設定してもよいと考え、その場でBに電話をして、希望の借入金額を尋ねた。これに対してBが500万円ほど借り入りたいと答えたので、Cは「わかりました。担保を提供します。抵当権設定契約や登記手続きなどの面倒なことは自分でやってください。必要な権限はあなたに与えます。書類はAに届けさせます」と伝えた。電話を切った後、Cは、Aに対して、抵当権設定契約と登記手続きに必要な重要書類(以下、「本件重要書類」とする)と委任状(以下、「本件委任状」とする)を交付した。本件委任状の委任者欄にはCの名が記され、委任事項欄には「甲地の抵当権設定契約および抵当権設定登記に関する一切の件」と記載された。受任者欄については、CもAもBの氏名の漢字を知らなかったため、空白のままとされた。
3. 同月6日、Aは、本件委任状および本件重要書類をBに届けようとした。しかし、その道中で、「材料費高騰で運転資金が必要なのはBのとんかつ屋よりも自分のラーメン屋だから、Cから預かった書類を自分のために使おう。説明して謝ればCも理解してくれるだろう」と考えた。そこでAは、Bに対し、手違いがあってCから書類を預かることができなかったと伝え、本件委任状および本件重要書類をBに届けることをやめた。
4. 同月20日、Aは、知人Dとの間で、返済期限を2024年6月末日として500万円を借り入れる金銭消費貸借契約を締結し、同日Dから500万円を受け取った。また、DのAに対する貸金債権を担保するため、Aは本件委任状の受任者欄に自己の名前を書き入れてこれを呈示し、Cの代理人として、Dとの間で、甲地に抵当権を設定する契約(以下、「本件抵当権設定契約」とする)を締結し、続けて登記手続きも行った。
5. 同年3月10日、Aは、Cに対して、自分がDから500万円を借り入れたこと、このために甲地に抵当権を設定したことを説明して詫言した。しかしCは、Bには返済の見込みがあったので担保を提供しただけであると述べて、Aのやったことを許さなかった。

【設問】

2024年3月25日、Cは、Dに対して、甲地について行われた抵当権設定登記の抹消を求めた。Cの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、本件抵当権設定契約締結時、DはAに代理権があると信じており、そのことについて過失はなかったものとする。

(民法)

第2問

Aは、所有していた土地甲を、2024年10月1日、Bに1000万円で売却した。この売買に基づく所有権移転登記手続がまだなされていない間に、Cが、甲を売ってほしいとAに持ちかけた。Aは、既に甲をBに売却済みであることを伝えたが、Cは諦めず、1500万円で買い取るから売ってほしいと懇請し、Aは2024年10月10日に甲をCに売却し、同日、その旨の所有権移転登記手続を済ませた。

以上を前提として、以下の問1および問2に答えなさい。なお、問1および問2は、それぞれ独立した問題である。

(配点：70点)

問1

Cが甲を購入して登記手続を済ませたのは、Bに対する嫌がらせのためであった。2024年10月30日、Cは、知人Dに甲を1600万円で売却し、所有権移転登記手続を済ませた。Dは、Cよりも先にBが甲を購入していたことや、Cが甲を購入した目的については、何も知らなかった。この場合において、BはDに対し、自分が甲の所有者であると主張することはできるか。理由を付して説明しなさい。

問2

AがCに甲を売却したとき、Aは甲の他にみるべき財産を有しない状態であり、Cはそのことを知っていた。Bは、A B間の甲の売買契約に基づき、甲の所有権移転登記手続を求める権利(債権)をAに対して有していることから、A C間の甲の売買契約を詐害行為として取り消したいと考えた。民法424条の定める詐害行為取消権の要件を説明したうえで、Bによるこのような詐害行為取消権の行使が認められるかどうかについて、それぞれの要件の充足を検討して論じなさい。

＜出題の趣旨等 2025年度 民法＞

〔出題の趣旨〕

第1問は、表見代理に関する基本的な理解を事例に即して確認する問題である。解答においては、事実関係を正確に分析して規範に適切に当てはめる必要があり、その作業において基本的な知識と論述能力が求められる。

第2問につき、問1は、民法177条の「第三者」の解釈、また二重譲渡における第一譲受人と、背信的悪意者たる第二譲受人からの善意の転得者との関係について、判例の趣旨をふまえて説明することが求められる。

問2は、特定物債権を詐害行為取消請求における被保全債権とすることにつき生じうる問題とこれに関する判例の知識を、詐害行為取消請求の要件の理解とともに、確認する問題である。

問1・問2ともに、基本的な事項についての正確な知識を有し、これをもとに理論的な論述をすることが求められる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計50点）

第2問（計70点）

問1 40点

問2 30点

〔採点基準〕

・第1問について

Cは、Dに対して、所有権に基づく妨害排除請求として抵当権設定登記の抹消を求めている。抵当権設定契約はAの無権代理によるものであったのだから、Dとしては、Cからの請求に対して、表見代理の主張をすることになる。本問では代理行為をしたAに代理権は付与されておらず、DはCの交付した委任状をみてAに代理権があると信じたのであり、またAの代理行為はCが委任状で示した代理権の範囲内であったのだから、民法109条1項の表見代理が問題となる。検討においては、民法の定める表見代理規定のいずれが問題となるかを特定して、要件がみたされるかどうかを検討する必要がある。

・第2問について

問1に関しては、民法177条の「第三者」の解釈について、判例をふまえて正確に説明がで

きること、二重譲渡事例における背信的悪意者はこの「第三者」に含まれないこと、背信的悪意者たる第二譲受人からの善意の転得者については、判例は、第一譲受人と対抗関係にあると捉えたうえ、「第三者」の主観的要件については相対的に判断すること、またそのような判例の理論的根拠に関する理解が求められる。そして、これらをもとに、設問の事例について理論的な判断を示すことが求められる。

問2に関しては、民法424条の定める詐害行為取消請求の要件を正確に理解し、要件の充足につき設問の事例に応じて説明できること、特定物債権を被保全債権とすることにどのような問題がありうるかを理解していること、そして、その問題に関する判例の知識をふまえ、設問の事例に関する理論的な判断を示すことが求められる。